

別紙1 【補助対象経費】

【誓約・同意事項】

下記(1)～(3)に誓約・同意の上、補助対象経費として申請します。

↑チェック  してください。

- (1) 下記に加えて、母子健康手帳交付日から出産日まで、10万円を超える額を育児用品(消耗品)の購入に充てています。  
 (2) 購入する育児用品は、対象児童の育児に使用するものであり、他の児童に使用するものではありません。  
 (3) オンライン申請等で領収書の原本を提出しない場合でも、要請があった場合は速やかに提出します。

	商品分類	購入日/購入店舗	補助対象経費
N0	松山市ホームページを参考に、レシートごとに対象の商品分類を全て記入して下さい。 時短家電・省エネ家電の場合は、メーカー名及び型番も記入して下さい。	上段に購入日、下段に購入店舗を記入して下さい。	レシートごとに補助対象経費(税込)を記入して下さい。
1		年 月 日	円
2		年 月 日	円
3		年 月 日	円
4		年 月 日	円
5		年 月 日	円
6		年 月 日	円
7		年 月 日	円
8		年 月 日	円
9		年 月 日	円
10		年 月 日	円
11		年 月 日	円
12		年 月 日	円
13		年 月 日	円
14		年 月 日	円
15		年 月 日	円
16		年 月 日	円
17		年 月 日	円
18		年 月 日	円
19		年 月 日	円
20		年 月 日	円
		補助対象経費の合計額 (D)	円

※10万円分まではレシートの提出を省略できます。(35歳以下の世帯は20万円分のレシートの提出、36歳以上の世帯は10万円分のレシートの提出で可)  
 ※上記金額分を超えた領収書については、こちらで破棄させていただきますのでご了承ください。  
 ※補助対象経費は、消費税、送料・配達料、設置工事費を含みますが、家電リサイクル料、買換えのための家具・家電等の処分費用、家電に使用する消耗品(食器洗い乾燥機の洗剤や空気清浄機のフィルター等)費用は含みません。  
 ※購入に当たって、割引券を使用した場合はその割引券相当額を、ポイント等を使用した場合はそのポイント相当額を除いてください。